

令和6年第13回大山町教育委員会

招集年月日 令和6年12月24日（火） 午前9時30分

招 集 場 所 名和公民館 第1会議室

出 席 委 員

1 番		門脇明子	2 番		向陽寛孝	3 番		朮山洋美
4 番		山本健一						

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（午前 時 分）

2. 議事日程

日程第 1 会議時間の決定 自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 報告第 1 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（令和6年度大山町一般会計補正予算（第8号） 教育委員会所管の予算）

日程第 4 議案第 1 号 議会の議決を経るべき事件の議案について
（令和6年度大山町一般会計補正予算（第9号） 教育委員会所管の予算）

日程第 5 議案第 2 号 令和6年度教育施設等工事計画の策定について

日程第 6 議案第 3 号 指定学校の変更について

日程第 7 議案第 4 号 区域外就学について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和7年 1月 日（ ） 午 時 分

5. 閉会宣言（午前 時 分）

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
11 月 29 日	金	市町村教育委員会研究協議会(福岡市)(～30日)
12 月 1 日	日	職員採用試験
2 日	月	テメキュラ30周年訪問(～9日)
7 日	土	名和さくらの丘・大山保育所発表会
10 日	火	大山町議会12月定例会本会議開会(報告、提案理由説明)
11 日	水	大山町議会本会議(議案の質疑)
12 日	木	大山青年の家給食会研修会(～13日)
14 日	土	中山みどりの森・名和さくらの丘・大山きゃらぼく保育園発表会
16 日	月	学校長人事ヒアリング
17 日	火	ねんりんピックサイクリング報告、教職員組合人事交渉
18 日	水	保育所給食委託プロポーザル
19 日	木	議会一般質問(～20日)、中山国際交流協会への報告会
22 日	日	中山国際交流協会クリスマス会
24 日	火	町内全小学校終業式、定例教育委員会

今 後 の 予 定

12 月 25 日	水	町内全中学校終業式、全員協議会、大山町議会本会議閉会(質疑・討論・採決)
26 日	木	スポーツ推進計画第4回策定委員会
27 日	金	仕事納め
1 月 3 日	金	成人式
5 日	日	消防出初式
6 日	月	春の七草探し(大山きゃらぼく保育園)
7 日	火	春の七草探し(大山保育所、名和さくらの丘保育園)、町内中学校始業式
9 日	木	町内中学校始業式、六長合同会議

報告第1号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和6年度大山町一般会計補正予算(第8号) 教育委員会所管の予算)

令和6年第9回大山町議会定例会の補正予算について、大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年12月24日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

議案第 1 号

議会の議決を経るべき事件の議案について

(令和 6 年度大山町一般会計補正予算 (第 9 号) 教育委員会所管の予算)

このことについて、町長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 2 9 条の規定に基づく意見を求められたので、同意を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

議案第 2 号

令和 6 年度教育施設等工事計画の策定について

令和 6 年度に実施する 1 件 1 0 0 万円以上の工事計画を策定することについて、承認を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

【参考】

○大山町教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
(委任)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(13) 1 件 1, 000, 000 円以上の工事の計画の策定に関すること。

議案第 3 号

指定学校の変更について

下記のとおり指定学校変更の申立てがあり、学校教育法施行令第 8 条の規定により、指定学校を変更するものとする。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

大山町教育委員会教育長 鷺見 寛幸

記

1. 指定学校変更の申立て 4 件 (詳細別紙) 認定件数 件

議案第 4 号

区域外就学について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第 9 条の規定により、区域外就学を許可するものとする。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

大山町教育委員会教育長 鷲見 寛幸

記

1. 区域外就学の申立て 3 件(詳細別紙) 認定件数 件